

答 申 書

神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について
～市民が主役の花と緑のまちづくり～

平成15年3月
神戸市公園緑地審議会

平成 15 年 3 月 28 日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

神戸市公園緑地審議会

会長 近 藤 公 夫

神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について

～市民が主役の花と緑のまちづくり～

(答 申)

平成 14 年 9 月 5 日に諮問を受けた、「神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について～市民が主役の花と緑のまちづくり～」について、本審議会は慎重な審議を重ねてまいりましたが、その結果を次のとおり答申します。

目 次

I. はじめに	1
II. 『神戸らしい緑花まちづくり』の基本方針	2
III. 各基本方針と基本施策・具体施策	4
IV. 施策体系図	22
V. 早期実施施策	27
VI. おわりに	30
＜補足資料＞	
用語解説	31
＜参考資料＞	
1. 神戸市公園緑地審議会規則	35
2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領	37
3. 諮問書	39
4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿	40
5. 審議経過	41

I. はじめに

神戸市は、荒廃した六甲山系の植林や『グリーンコウベ作戦』をはじめ、全国に先駆けて緑化施策を展開してきたことにより、緑豊かな都市として発展してきた。平成12年7月には、これまでの緑化の取組みを発展的に継承し、また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、神戸市における今後の緑の将来像を示すものとして、緑に関する長期的な総合計画である『グリーンコウベ21プラン（神戸市緑の基本計画）』が策定された。

緑の基本計画策定以降、地球環境問題が市民レベルまで認識されるとともに、都市における自然再生も重要な課題となり、一方で、人の価値観も、物の豊かさから心の豊かさへと変化し、身近な里山の保全活動など市民の多様な局面での社会参加の拡大により、生きがいを実感できる市民社会への転換も進んできている。

神戸市では、2002年が六甲山緑化100周年にあたり、これからの100年がどうあるべきかを考える節目の年にあたり、また、参画と協働により『美しいまち神戸』を実現するためのきっかけとなる緑花まちづくりの具体的な取組みをスタートさせる年でもある。

このような背景のもと、神戸市では緑の基本計画をさらに推し進めていくための行動計画が求められており、平成14年9月5日、本審議会に対して、『神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について』諮問された。

本答申は、神戸市緑の基本計画における都市緑花の行動計画のあり方を示すものであり、市民が参画と協働で取り組む多様な緑花施策として、新たに取り組む施策75、継承・発展させる施策60を打ち出し、新たに取り組む施策については、1～2年で着手する早期実施施策40、5年以内に着手する次期実施施策35に分けるとともに、国・県・市他部局と連携を図っていく50の関連事業も網羅し、さらに補足資料としては若干の用語説明をつけ加えた。

これらの緑花施策の基本となる考え方は、まず市民が関わる環境を大きく地球環境、都市環境、地域環境に分け、それぞれの場面で緑花施策を進める仕組みとして参画と協働を基本にしながら、文化的視点からも『神戸らしい緑花まちづくり』を行うことで、『緑生都市＝神戸』の実現をめざすものである。

これまでの緑花の蓄積がある神戸市であるからこそ、それを市民の誇りとし、さらなる躍進を願うものである。

本審議会は、モデル地区でのワークショップやパブリックコメントなど幅広い市民の参画を得て、緑化部会での具体的な討議をベースに審議を行い、その結果をとりまとめた。

Ⅱ. 『神戸らしい緑花まちづくり』の基本方針

※の用語、施策については、補足資料にて解説

海と山に囲まれた神戸のまちは、明治の開港以来、外国文化を積極的に取り入れることにより、おしゃれで開放的な国際港都を築いてきた。また、荒廃した六甲山を100年かけて緑化するとともに、全国に先駆けて『グリーンコウベ作戦』※や『みどりの聖域』※づくりを展開するなど、緑豊かで誰もが住み続けたいくなるまち、訪れたいくなるまちとして発展してきた。

また、阪神・淡路大震災とその復興過程の中で、緑の持つ多様な役割が再認識され参画と協働の精神が浸透しており、緑花まちづくり推進の機運が高まってきた。

一方、近年、地球レベルの環境問題が都市の共通の課題となるにつれて、豊かな森や緑が都市環境において重要であることが認識されてきた。

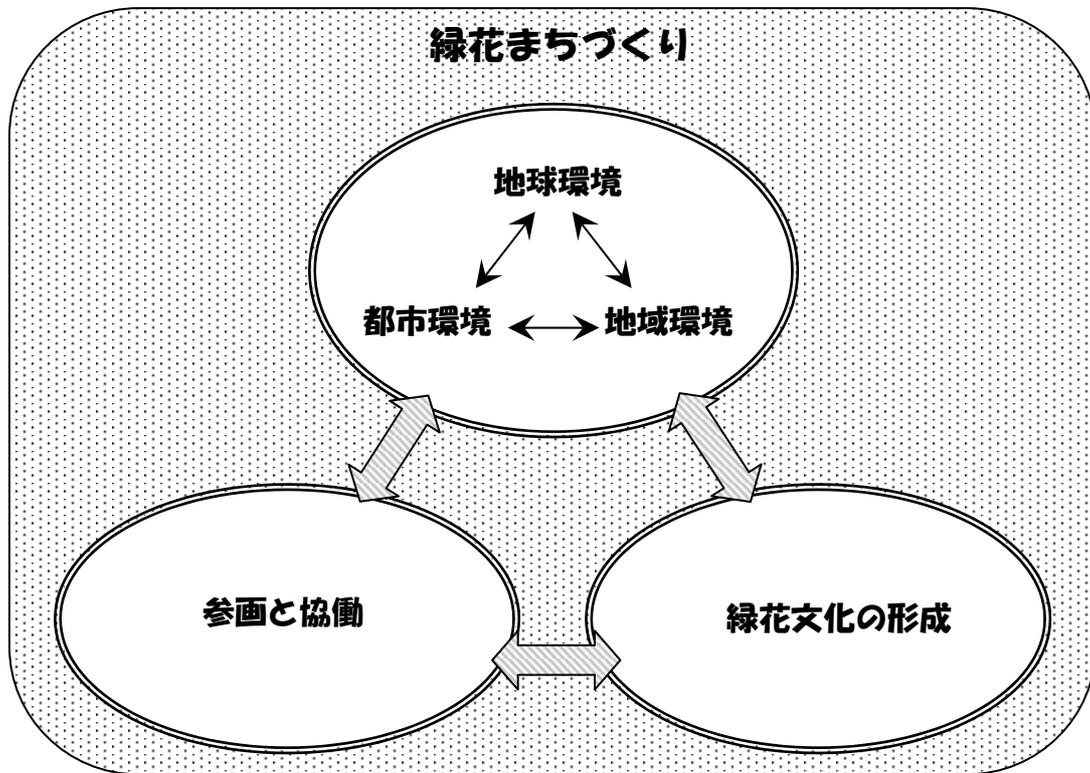
今後は、市民とともに、安心して『美しいまち神戸』を実現し、笑顔でおもてなしできるようにするため、日常生活の中に身近な緑花を取り入れるとともに、六甲山をはじめ質の高い森づくりを引き続き進めることにより緑と人の共生を図り、100年先の将来を見据えた神戸の新たな市民文化の形成、『神戸らしい緑花まちづくり』を以下のようにめざす。

『神戸らしい緑花まちづくり』の基本的な考え方

- ① 緑花に取り組む環境を地球環境、都市環境、地域環境の3つのレベルに分けて捉える。
 - ・地球環境は、地球レベルでの視点を持つということ
 - ・都市環境は、神戸市全体での視点を持つということ
 - ・地域環境は、市民が直接関わる身近な地域を考えるということ
- ② それぞれの環境で進めていく仕組みとして参画と協働を基本とする。
- ③ 参画と協働による継続的な緑花を進めるにあたっては、市民が日常から楽しみながら緑花に関わることが重要であり、市民の日常生活の中に緑花を取り入れることにより、さらに緑花文化が形成されていくことをめざす。
- ④ それにより、グリーンコウベ21プラン（神戸市緑の基本計画）の基本理念である「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」の実現をめざす。

次ページに『神戸らしい緑花まちづくり』のイメージ図を示す。

基本方針のイメージ



以上から以下の基本方針を定める。

- 1. 地球レベルの環境問題を視野に入れた自然環境の保全育成**
- 2. 緑豊かで美しく安心して暮らせる都市環境の創造**
- 3. 地域性を重視した特色ある緑花の推進**
- 4. 参画と協働による緑花の推進**
- 5. 緑花文化の形成**

『緑花』とは、わたしたちが心を和ます花や緑といった植物を表すとともに、日常生活において花や緑に親しむことや花や緑づくりの活動を通じて、安心して暮らせる美しいまちを育てていく活動（緑花まちづくり）も表す。

Ⅲ. 各基本方針と基本施策・具体施策

基本方針1

地球レベルの環境問題を視野に入れた自然環境の保全育成

『地球レベルの環境問題を視野に入れた自然環境の保全育成』とは具体的には以下の内容である。

- （地球環境）
地球レベルでの環境問題を解決していくために、自然エネルギーの積極的な利用やCO₂の排出抑制とともに、緑の効果を最大限発揮することをめざしていく。
- （都市環境）
ヒートアイランド[※]などの都市気象や都市環境の改善のために、豊かな自然環境づくりをめざしていく。
- （防災）
森づくりや水と緑のネットワークの形成を通じて、災害に強い安全で豊かな緑と防災緑地軸の形成をめざしていく。
- （森づくり）
六甲山緑化100周年の実績を踏まえ、これからも、市民の心のふるさとである都市林『こうべの森』[※]として六甲山系の保全と参画型の森づくりをめざしていく。
- （田園・里山）
『人と自然の共生ゾーン』[※]における田園及び山林の緑の保全と育成をめざすとともに、市街地に隣接する里山の利用促進と保全・育成をめざしていく。
- （生物多様性）
海と山をつなぐ水と緑のネットワークを形成し、多様な生物が生息する自然環境の保全と育成をめざしていく。
- （環境学習）
人と自然の共生についての認識を深めるため、子どもから大人まで参加できる環境学習の推進をめざしていく。

以上の基本方針を受けて、以下に6つの基本施策とその具体的施策を示す。

『里山』は、農村部における薪炭林などの2次林を表すことが多いが、ここでは、都市と密接に関係する山際や、地域の人が定期的な関わり合い（森の手入れなど）を必要とする雑木林を表す。

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(1) 六甲山系をはじめとした多様で安定した森林の保全と活用	<p><早期実施施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民演習林の開設 2. 市民記念の森の植樹 <p><次期実施施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○六甲山市民ネットワークの結成 ○民有林所有者と市民ボランティアのコーディネート 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林の育成（新植、間伐、樹種更新など） 2. 展望拠点の森づくり 3. 六甲山の自生種の保全・育成 4. こうべ森の小学校※の拡充 5. 四季彩の森づくり※ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 六甲山系グリーンベルト整備事業※の推進（国・県） 3. 里山保全活動の支援（環境局）
(2) 自然の力を利用した循環型システムの活用	<p><早期実施施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 緑のリサイクルシステムの構築（落ち葉、剪定枝の堆肥化・チップ化） 4. 間伐材の活用システムの構築 <p><次期実施施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境共生住宅の推奨（自然エネルギー、水循環、資源リサイクル等の採用） 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 公園等での自然エネルギーの利用（風力、太陽光、水力など） 7. 水のリサイクル（雨水貯留、下水処理水の利用） 	



「こうべ森の小学校」バンムクーヘンづくり

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(3) 水と緑のネットワークの形成	<p><早期実施施策></p> <p>8. 観光スポットの緑花</p> <p>9. まちかどスポット緑花(交差点等)</p> <p>10. 神戸の玄関口の緑花(駅周辺)</p> <p>11. 六甲山から海への緑地軸の形成(新神戸～神戸空港)</p> <p>12. 花とみどりの回廊づくり(都心地域)</p> <p>17. 建築物の壁面・屋上等の緑花</p> <p><次期実施施策></p> <p>○空港島の緑花</p> <p>○道路構造物(擁壁、高架道橋脚、歩道橋等)の緑花</p> <p>○駐車場(舗装面、外周部、藤棚等)の緑花</p> <p>○市民トラスト(屋敷林トラスト制度等)の創設</p>	<p>8. 河川の自然回復と利活用</p> <p>9. 防災緑地軸(山麓～街路～河川～ウォーターフロント)の形成</p> <p>10. 親水公園の整備</p> <p>11. 透水性舗装の活用</p>	<p>4. 『なぎさ海道』※の整備(国)</p> <p>5. 阪神疎水構想(国)</p> <p>6. 海岸環境整備事業(国)</p> <p>7. 海岸環境の整備と利用促進(港湾整備局)</p> <p>8. せせらぎ水路の形成(都市計画局)</p> <p>9. 防災福祉コミュニティのネットワーク(消防局)</p> <p>10. 東部臨海部緑地事業(みなと総局)</p>
(4) 田園と里山の緑の保全と育成	<p><早期実施施策></p> <p>4. 間伐材の活用システムの構築</p> <p>13. こうべ原風景づくり 50選の選定</p> <p><次期実施施策></p> <p>○民有林所有者と市民ボランティアのコーディネート</p>	<p>12. 田園コミュニティパークの整備</p> <p>13. みどりの聖域づくり</p>	<p>3. 里山保全活動の支援(環境局)</p> <p>11. 里づくり計画の推進(産業振興局)</p> <p>12. 景観保全形成基準の策定(産業振興局)</p> <p>13. 農村景観形成地域の指定(産業振興局)</p> <p>14. 国営明石海峡公園神戸地区の整備(国)</p>

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(5) 生物多様性の確保	<p><早期実施施策></p> <p>2. 市民記念の森の植樹</p> <p>11. 六甲山から海への緑地軸の形成(新神戸～神戸空港)</p> <p>12. 花とみどりの回廊づくり(都心地域)</p> <p>17. 建築物の壁面・屋上等の緑花</p> <p><次期実施施策></p> <p>○環境共生住宅の推奨</p> <p>○空港島の緑花</p> <p>○道路構造物(擁壁、高架道橋脚、歩道橋等)の緑花</p> <p>○法面(造成法面、宅地法面、山麓部の法面等)の緑花</p> <p>○駐車場(舗装面、外周部、藤棚等)の緑花</p> <p>○市民トラスト(屋敷林トラスト制度等)の創設</p> <p>○事業計画用地・未利用地の活用と暫定緑花</p>	<p>14. 自然生態ネットワークの形成</p> <p>15. 実のなる木・特色ある街路緑花</p> <p>16. 市民参画によるビオトープ※の整備</p>	<p>3. 里山保全活動の支援(環境局)</p> <p>15. 多自然型川づくり事業(国)</p> <p>16. 動植物データベースの整備(環境局)</p> <p>17. 学校におけるビオトープづくり</p>
(6) 環境学習の実践	<p><早期実施施策></p> <p>5. 公園緑地における環境学習の実施</p> <p>6. 六甲山等森林における環境学習の実施</p> <p>7. 学校教育と連携した環境学習の推進</p> <p><次期実施施策></p> <p>○生涯教育と連携した環境学習の推進</p>	<p>17. トライやるウィークの実施</p>	<p>18. 身近な生きもの調査(環境局)</p> <p>19. 市民の水辺保全活動の支援(環境局)</p> <p>20. 河川公園等を活用した子どもへの環境学習の実施(環境局)</p>

基本方針2

緑豊かで美しく安心して暮らせる都市環境の創造

『緑豊かで美しく安心して暮らせる都市環境の創造』とは具体的には以下の内容である。

- （イメージアップ）
安心して暮らせる『美しいまち神戸』のイメージアップを図るために、神戸らしい景観を形成する美しい緑花をめざしていく。
- （ホスピタリティ※）
おもてなしの気持ちを表すような緑花の推進をめざしていく。
- （意識・マナー向上）
まちを美しく緑花することで、美しいまちづくりへの意識とマナーの向上をめざしていく。
- （都市景観）
暖かで趣きのある都市景観づくりを行うために、伝統的な緑空間、なじみのある緑の風景の保全・育成をめざしていく。
- （コモングリーン）
みんなの緑空間（コモングリーン）を増やすために、水際（ウォーターフロント）も含め、公有地・民有地ともに多様な空間の緑花をめざしていく。
- （ユニバーサルデザイン※）
だれもが気軽に緑花が行えるようなユニバーサルデザインの緑花活動の場づくりをめざしていく。

以上の基本方針を受けて、以下に4つの基本施策とその具体的施策を示す。

『コモングリーン』とは

これまで公共用地（公園や道路など行政所有・行政管理）と民有地（民間所有、民間利用管理）が明確に分かれていたが、近年、道路や公園などの公共用地を市民が積極的に利用・管理を行ったり、オープンガーデンなど民有地を公開するなどの緑花活動によって、みんなが使ったり見て楽しんだりできる空間が市民によって生み出されてきた。このような空間が、安全で安心な暮らしにつながっていく。

今後もみんなが楽しめる緑空間を増やしていくことが緑のまちづくりのためには重要だと考えられる。ここでは、公有地、民有地を問わず、都市の中のみんなのための緑空間を『コモングリーン』と呼ぶこととする。

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(7) 都市の顔となる緑花の推進	<p><早期実施施策></p> <p>8. 観光スポットの緑花</p> <p>9. まちかどスポット緑花（交差点等）</p> <p>10. 神戸の玄関口の緑花（駅周辺）</p> <p>11. 六甲山から海への緑地軸の形成（新神戸～神戸空港）</p> <p>12. 花とみどりの回廊づくり（都心地域）</p> <p><次期実施施策></p> <p>○空港島の緑花</p>	<p>18. にぎわいを創出する商店街等のスポット緑花</p> <p>19. 花のプロムナード</p> <p>20. 花のまち花壇</p> <p>21. 花つみき・花かもめ等</p>	<p>21. 景観形成地域の指定（都市計画局）</p> <p>22. 近隣住環境計画制度（住宅局）</p> <p>23. 建築物の屋上緑花等届出制度（住宅局）</p> <p>24. 屋上緑化型総合設計（住宅局）</p> <p>25. 総合的な設計による一団地認定（住宅局）</p>
(8) 伝統的な緑空間、なじみのある緑の風景の保全育成	<p><早期実施施策></p> <p>13. こうべ原風景づくり 50選の選定</p> <p>14. 路地園芸の認定（協定道路）・実施の推進</p>	<p>22. 社寺林の保全（鎮守の森など）</p>	



花つみき



花かもめ

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(9) コモングリーン(みんなの緑空間)の創出	<p><早期実施施策></p> <p>14. 路地園芸の認定(協定道路)・実施の推進</p> <p>15. 街路樹の足元緑花</p> <p>16. 公有地での市民による緑花(自主花壇)の認定・実施の推進</p> <p>17. 建築物の壁面・屋上等の緑花</p> <p>18. オープンガーデンへの支援</p> <p><次期実施施策></p> <p>○道路構造物(擁壁、高架道橋脚、歩道橋等)の緑花</p> <p>○法面(造成法面、宅地法面、山麓部の法面等)の緑花</p> <p>○駐車場(舗装面、外周部、藤棚等)の緑花</p> <p>○市民トラスト※(屋敷林トラスト制度等)の創設</p> <p>○事業計画用地・未利用地の活用と暫定緑花</p>	<p>23. 臨港地区の緑花</p> <p>24. 公共公益施設の緑花</p> <p>25. 住宅周辺の緑花(沿道飾花、玄関前の飾花)</p> <p>26. ユニバーサルデザインの緑地整備</p>	<p>22. 近隣住環境計画制度(住宅局)</p> <p>23. 建築物の屋上緑花等届出制度(住宅局)</p> <p>24. 屋上緑化型総合設計(住宅局)</p> <p>25. 総合的な設計による一団地認定(住宅局)</p> <p>26. 神戸市エコロジー建築マニュアル(住宅局)</p> <p>27. 景観届出制度を活用した公共建築物の緑花の推進(住宅局)</p> <p>28. 神戸港港湾環境計画の策定(みなと総局)</p> <p>29. 街なみ環境整備事業(住宅局)</p> <p>30. 菜の花プロジェクト(住宅局)</p> <p>31. 沿道環境防災緑地における市民緑花(都市計画局)</p>



街路樹の足元緑花(中央区)

*の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(10) 安全で安心な 美しい緑空間 の創出	<p><早期実施施策></p> <p>11. 六甲山から海への緑地軸の形成(新神戸~神戸空港)</p> <p>17. 建築物の壁面・屋上等の緑花</p> <p><次期実施施策></p> <p>○法面(造成法面、宅地法面、山麓部の法面等)の緑花</p> <p>○公園緑地における防犯の啓発</p> <p>○六甲山系グリーンベルト事業における市民利用の促進</p> <p>○神戸震災復興記念公園における拠点施設整備</p> <p>○景観に配慮した法面緑花工法の採用</p>	<p>27. 防災公園の整備</p> <p>28. 身近な公園の防災機能の向上(耐震性貯水槽、資機材倉庫等の整備)</p>	<p>1. 六甲山系グリーンベルト事業の推進(国・県)</p> <p>2. 急傾斜地崩壊対策事業(県)</p> <p>22. 近隣住環境計画制度(住宅局)</p> <p>23. 建築物の屋上緑花等届出制度(住宅局)</p> <p>24. 屋上緑化型総合設計(住宅局)</p> <p>25. 総合的な設計による一団地認定(住宅局)</p> <p>26. 神戸市エコロジ-建築マニュアル(住宅局)</p> <p>27. 景観届出制度を活用した公共建築物の緑花の推進(住宅局)</p> <p>28. 神戸港港湾環境計画の策定(みなと総局)</p> <p>29. 街なみ環境整備事業(住宅局)</p> <p>30. 菜の花プロジェクト(住宅局)</p> <p>31. 沿道環境防災緑地における市民緑花(都市計画局)</p> <p>32. 安全で安心なまちづくりの推進及び支援(危機管理室)</p>

基本方針 3

地域性を重視した特色ある緑花の推進

『地域性を重視した特色ある緑花の推進』とは具体的には以下の内容である。

- （地域のシンボル緑花）
地域のシンボルとなる地区の積極的な緑花をめざす。
- （地域特性）
市街化調整区域の『緑の聖域』で地域特性によって保存・保全・育成の3つの区域に分けているように、緑花についても、地域特性毎に分類し、それぞれの地域性に合ったきめ細やかな緑花施策づくりをめざす。
＜特色ある緑花の例＞
 - ・ 六甲山麓などの住宅地（深江地区など）：屋敷林・神社林の保全、公園・空地を拠点として緑花、玄関先の緑花、山並みの連続性を確保する緑花
 - ・ にぎわいのある三宮：店舗前や駐車場の緑花、屋上や壁面の緑花、地域の玄関口の緑花
 - ・ 神戸の産業を支える下町（新長田など）：少ないオープンスペースでのプランターやハンギング等による玄関先の緑花
 - ・ ニュータウン：オープンガーデン等の緑花
- （活動支援）
地域の緑花活動の多様なニーズに対応できる柔軟な助成・支援制度づくりをめざしていく。
- （人材育成）
地域の緑花目標を定め、自主的に緑花を進めるために、地域の緑花リーダーの育成をめざしていく。
- （啓発）
緑花活動の励みになり、誇りとなるような表彰制度や緑の登録制度づくりをめざしていく。

以上の基本方針を受けて、以下に4つの基本施策とその具体的施策を示す。

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(11) 地域のシンボルとなる緑花の推進	<p><早期実施施策></p> <p>19. 各区のシンボル緑花の推進（おもてなし花壇）</p> <p><次期実施施策></p> <p>○地域ごとの緑花目標の設定</p>	<p>29. 『区の花』の活用の推進</p>	
(12) 地域の特性に応じた緑花の推進と柔軟な支援制度づくり	<p><早期実施施策></p> <p>20. 学校花壇制度の創設</p> <p><次期実施施策></p> <p>○地域ごとの緑花目標の設定</p>	<p>30. 『市民花壇制度※』の充実</p> <p>31. 『緑と花の市民協定※』の活用</p> <p>32. 『生垣助成制度※』の活用</p> <p>33. 『市民の木』『市民の森※』制度の拡充</p>	<p>29. 街なみ環境整備事業（住宅局）</p> <p>30. 菜の花プロジェクト（住宅局）</p> <p>33. 緑化重点地区※総合整備事業（国）</p> <p>34. まちづくり協定・景観形成市民協定（都市計画局）</p>



市民花壇（須磨区）



緑と花の市民協定（ベランダ協定、東灘区）

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(13) 地域の緑花リーダーなどの 人材養成	<p><早期実施施策></p> <p>21. 既存の緑花団体の活用(花みどり市民ネットワーク※、美緑花ボランティア※、緑花クラブKOB E※)</p> <p>22. 地域緑花リーダー交流会の開催</p> <p><次期実施施策></p> <p>○地域の緑花ビジネス※と連携した人材の活用(フラワーショップの店員など)</p> <p>○緑花人材バンクの創設(人材の登録と活用)</p> <p>○地域緑花リーダーによる講習会の開催</p>	<p>34. 緑花リーダー講習会の開催</p> <p>35. まちのガーデニングアドバイザー養成講座の開催</p>	
(14) 市民による地域の花緑の活用・啓発	<p><早期実施施策></p> <p>23. 企業向け緑の活用パンフレットの作成</p> <p>24. 緑花まちづくりガイドブックの作成</p> <p>25. 公園・街路・森林のアダプト制度</p> <p>26. ネーミングライツ</p> <p><次期実施施策></p> <p>○緑花110番の登録制度(地域の園芸相談)</p> <p>○公園PFI制度※</p>	<p>36. 出前トークの実施</p> <p>37. 多様な緑花情報の収集発信の充実</p>	35. 地域コミュニティ活性事業(住宅局)

基本方針 4

参画と協働による緑花の推進

『参画と協働による緑花の推進』とは具体的には以下の内容である。

- （参画と協働）
震災とその復興過程の中で展開された多様な市民参画、まちづくり活動と緑花の連携、市民による積極的な緑花の発展・継承をめざしていく。
- （企業）
社会貢献を進める企業とともに、アダプト制度による緑花など多様な緑花をめざしていく。
- （PR）
緑花のきっかけづくりや積極的なPRを行っていく。
- （施策づくり）
施策の点検や新たな施策づくりを行う際には、市民参画を進めていく。
- （コミュニティ）
緑花を通じて地域コミュニティ・テーマコミュニティの発展をめざしていく。
- （緑花情報システム）
市民参画により、緑花を支える新しい情報システム（技術、手法など）の開発や導入をめざしていく。
- （市民の相互交流）
市民が相互交流を図る場づくりを進めていく。

以上の基本方針を受けて、以下に5つの基本施策とその具体的施策を示す。

『市民』とは

市民とは、単に住民だけでなく、企業や事業者、従業員、行政関係者、神戸と関わりのある人も含めた人を対象とする。

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(15) 市民の緑花活動へのきっかけづくり	<p><早期実施施策></p> <p>16. 公有地での市民による緑花(自主花壇)の認定・実施の推進</p> <p>23. 企業向け緑の活用パンフレットの作成</p> <p>24. 緑花まちづくりガイドブックの作成</p> <p>25. 公園・街路・森林のアダプト制度</p> <p>26. ネーミングライツ</p> <p>27. 市民が選ぶ緑花顕彰制度の創設(学校花壇コンクール、花みどり知識コンテスト(こうべ花博士)など)</p> <p><次期実施施策></p> <p>○緑花110番の登録制度(地域の園芸相談)</p> <p>○公園PFI制度</p>	<p>38. 緑花顕彰制度の充実(市民花壇コンクール、ハミング広場※コンクール、神戸まちなみ緑花コンクール※)</p> <p>39. 市民参加型緑花イベントの充実(花のフェスタ、グリーンフェスタ)</p>	<p>35. 地域コミュニティ活性事業(住宅局)</p> <p>36. 被災地花いっぱいモデル助成事業(県)</p> <p>37. ひょうご花と緑のコンクール(県)</p> <p>38. 緑化用苗木の配布事業(県)</p> <p>39. 緑のデザイン賞(都市緑化基金)</p> <p>40. 小学校における公園ワークショップの開催(みなと総局)</p> <p>41. (仮称)環境にやさしいすまいのハンドブックの発行による緑花の啓発(住宅局)</p> <p>42. 神戸景観ポイント賞(都市計画局)</p>
(16) 市民が提案・評価できるしくみづくり	<p><早期実施施策></p> <p>27. 市民が選ぶ緑花顕彰制度の創設(学校花壇コンクール、花みどり知識コンテスト(こうべ花博士)など)</p> <p>28. わかりやすい緑花指標の作成</p> <p><次期実施施策></p> <p>○花みどり市民ネットワークからの施策提案</p> <p>○緑花コンペの実施</p>	<p>40. 広聴システムの活用(市長への手紙、市政アドバイザー、市政懇談会、婦人懇談会、自治会連絡協議会、政策提言会議)</p> <p>41. ワークショップによる緑花</p>	

*の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(17) 市民による緑の利活用、地域コミュニティ・テーマコミュニティの発展	<p><早期実施施策></p> <p>29. 緑花フリーマーケットの開催</p> <p>30. 市民主体の緑花イベントの開催(もりもりおもちゃ箱フェスタなど)</p> <p>31. 緑のリハビリテーション施設の整備(園芸療法)</p> <p>32. 花苗・ポットのリサイクルシステムの構築</p> <p><次期実施施策></p> <p>○マイツリー制度の創設(市民(個人や団体)が選んだまちの樹木や林の登録・管理)</p> <p>○緑花活動拠点(パークセンター)の整備</p>	<p>42. 公園ミーティング * (公園利用者による意見情報交換の場)の推進</p> <p>43. オープンガーデンの推進</p> <p>44. 花みどり工房*の拡大</p> <p>45. 花の名所づくり</p> <p>46. プレーパークの推進</p>	<p>30. 菜の花プロジェクト(住宅局)</p> <p>35. 地域コミュニティ活性事業(住宅局)</p> <p>43. 緑のカルテづくり(県)</p>
(18) 緑花を支える新しい情報システムの開発・導入	<p><早期実施施策></p> <p>3. 緑のリサイクルシステムの構築(落ち葉、剪定枝の堆肥化・チップ化)</p> <p>32. 花苗・ポットのリサイクルシステムの構築</p> <p>33. 緑のリサイクル情報の提供(神戸市HP、地域ミニコミ誌)</p> <p>34. 緑花活動団体・活動メニューの情報提供(神戸市HP等)</p> <p><次期実施施策></p> <p>○緑のNPO*、MSO*(NPOを支援するNPO)の育成</p> <p>○地域の緑花ビジネスとの連携(フラワーショップからの情報発信、資材の共同購入)</p>	<p>47. 花みどり市民ネットワークのHP・広報誌作成への支援</p>	

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(19) 市民が市民を 支援する交流 の促進	<p><早期実施施策></p> <p>35. 緑花活動団体の交流会の開催(花みどり市民ネットワーク等)</p> <p><次期実施施策></p> <p>○緑のNPO、MSO(NPOを支援するNPO)の育成</p> <p>○里山ボランティア・NPOの交流会の開催</p> <p>○緑花団体による緑花講習会の開催</p>	48. 花みどり市民ネットワークの活動内容の充実	<p>3. 里山保全活動の支援(環境局)</p> <p>44. コミュニティインストラクターの派遣(市民参画推進局)</p> <p>45. ボランティア・NPOの支援(市民参画推進局)</p> <p>46. 協働と参画のプラットフォーム(市民参画推進局)</p>



花みどり市民ネットワークの活動

花みどり市民ネットワーク

ニュース No. 9 平成14年8月7日発行

道路に面した美しい花壇

「神戸の街を花いっぱい」の掛け声で、毎年、年毎に美しい街並みが見られるようになってきました。最近目についた花の街角をいくつか紹介し、さらなる、花いっぱいの神戸への願いを込めました。

長田区の「ふれあい花壇」

長田高校の北側の緑の道にあがったところに、ぼつと広がった空間に花壇があります。名づけて「ふれあい花壇」二近所の中野さんが、地主さんのご了承を得て、自費で花壇作りをしておられます。プロットで段差をつくり、水道を引き、ペコニア、マリーゴールド、ブルーサルビアを植え、その背後にヒマワリ、みんな、夏の日差しを受け明るく咲いています。ご近所の奥野さんから紹介を受けました。

西区の酒井啓子さんのお庭

坂ヶ丘東町4丁目と5丁目の間に車の通れない緑道があります。緑道に面した庭に四季折々の草花を咲かせておられます。生垣を低くし、緑道の植込みと一体にした奥行き深い花壇に赤や黄色、水色と、色とりどりの草花が咲き乱れ、ひとさお高く白いササアザミが咲き誇っていました。庭の奥には赤い壁に黄色いスガシをはいした小人の踊り子のようなウツリボタの花がとても可愛く見えました。

山手幹線の道路沿いのヒマワリ

神戸神戸の街並みを豊かにしたヒマワリ今年も道のあちこちで見受けます元気の出る明るい花です。

道に面したディスプレイ(東灘)

庭の一角を大きくさいて作ったディスプレイです。街が明るく楽しくなります。

基本方針5 緑花文化の形成

『緑花文化の形成』とは具体的には以下の内容である。

- （緑花の歴史）

六甲山緑化 100 周年を迎えた今、神戸のまちの良さを再発見し、緑豊かな緑花文化の形成をめざしていく。全国に先駆けて『グリーンコウベ作戦』の展開や『みどりの聖域』づくりに取り組んできたまちの緑花の歴史を伝えていく。
- （緑花文化の継承）

神戸の将来を担う子どもたちに、花と緑の美しいまちづくりと神戸の緑文化を継承していくため、子どものころから自然に親しめる環境づくりをめざしていく。
- （伝統文化）

伝統的な花や緑のある風景や緑のある生活習慣など、緑花文化を再現、伝承していく。
- （行事と緑花）

神戸の年中行事やイベント等と合わせておもてなしの緑花をめざしていく。
例) インフィオラータ、神戸まつり、ルミナリエ等
- （神戸ブランド）

緑花を通じた神戸ブランドの創出をめざしていく。…例) 神戸ワインの再 PR、長田発シューズプランターの製作等
- （市民による発掘）

緑花文化を新たに発見していく仕組みづくりをめざしていく。(学校教育、まち歩きやワークショップ、マップづくりなど)
- （生活文化）

市民が気軽に、日常生活の中で緑花を楽しむ緑花文化の発展をめざしていく。(緑花イベントに参加、食卓に花を飾る、玄関先に植木鉢を置く、誕生日には花束を贈るなど)
- （国際観光都市）

緑豊かな国際観光都市として、世界的な緑花の情報交流や発信をめざしていく。
- （緑花文化拠点）

緑花文化の情報発信拠点の整備をめざしていく。例) 花と緑のまち推進センター等

以上の基本方針を受けて、以下に 4 つの基本施策とその具体的施策を示す。

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(20) 緑花の文化を 創り守り伝える	<p><早期実施施策></p> <p>36. 歴史的な神戸の緑の紹介・PR(六甲山の植樹の歴史、岡本梅林、東遊園地など)</p> <p><次期実施施策></p> <p>○緑花文化神戸ブランドの創出(神戸ワインの美緑花ラベル、シューズプラザのシューズプランター)</p> <p>○緑花文化の語り部の育成</p>	<p>49. 神戸の行事とあわせたおもてなし緑花(インフィオラータ、神戸まつり、ルミナリ工等)</p> <p>50. 花や緑のある生活習慣の伝承(門松、春の七草、秋の七草、花見、七夕、月見など)</p> <p>51. 伝統的な花や緑のある風景の再現(ほおすき、あさがお等)</p> <p>52. 日常生活の中での緑花文化の育成(緑花イベントに参加、食卓に花を飾る、玄関先に植木鉢を置く、誕生日には花束を贈るなど)</p>	<p>30. 菜の花プロジェクト(住宅局)</p> <p>50. コミュニケーション・交流施設(神戸国際コミュニティセンター、神戸国際交流プラザ、神戸アジア交流プラザ)の運営(生活文化観光局)</p>
(21) 緑花文化の資源を 発掘する	<p><早期実施施策></p> <p>37. 神戸の花緑文学散歩の開催</p> <p><次期実施施策></p> <p>○記念碑等の現地・文献調査</p>	<p>53. 緑を発見するまち歩きやワークショップ</p> <p>54. 市民による緑花のコミュニティマップづくり</p>	<p>47. 彫刻のある街づくりの推進(生活文化観光局)</p>

※の用語、施策については、補足資料にて解説

基本施策	具体施策		備考 (国、県、市他部局等)
	新たに取り組む施策	継承・発展させる施策	
(22) 国際観光都市 としての緑花 情報の交流	<p><早期実施施策></p> <p>38. 友好姉妹都市の森での交流会の開催（森林植物園）</p> <p>39. 在神外国人との緑花懇話会の開催</p> <p><次期実施施策></p> <p>○市民観光サミットの継続的開催</p> <p>○花と緑の国際会議の開催</p> <p>○神戸の観光ガイドブックへの緑花情報の提供</p>	<p>55. 友好姉妹都市の森（森林植物園）</p> <p>56. 植物種子の交換（森林植物園）</p> <p>57. 国内外からの緑花研修の受け入れ（JICAなど）</p> <p>58. 国内外からの緑花ツアーの誘致</p> <p>59. 全国都市緑化フェアへの花壇出展</p>	<p>48. 姉妹（友好）都市交流（生活文化観光局）</p> <p>49. 分野別交流提携による都市間交流（生活文化観光局）</p> <p>50. コミュニケーション・交流施設（神戸国際コミュニティセンター、神戸国際交流プラザ、神戸アジア交流プラザ）の運営（生活文化観光局）</p>
(23) 緑花文化の情 報発信拠点の 整備	<p><早期実施施策></p> <p>40. 神戸グリーンライブラリーの開設（学校や図書館とのネットワークの構築）</p> <p><次期実施施策></p> <p>○花みどり市民ネットワークの活動拠点の整備</p>	<p>60. 花と緑のまち推進センターの発展（生涯学習による緑花を推進する人材の育成、緑花普及のためのコーディネーターの養成、緑花推進の技術力の強化）</p>	<p>50. コミュニケーション・交流施設（神戸国際コミュニティセンター、神戸国際交流プラザ、神戸アジア交流プラザ）の運営（生活文化観光局）</p>



依留亭（森林植物園）

<神戸市と天津市による友好交流事業>



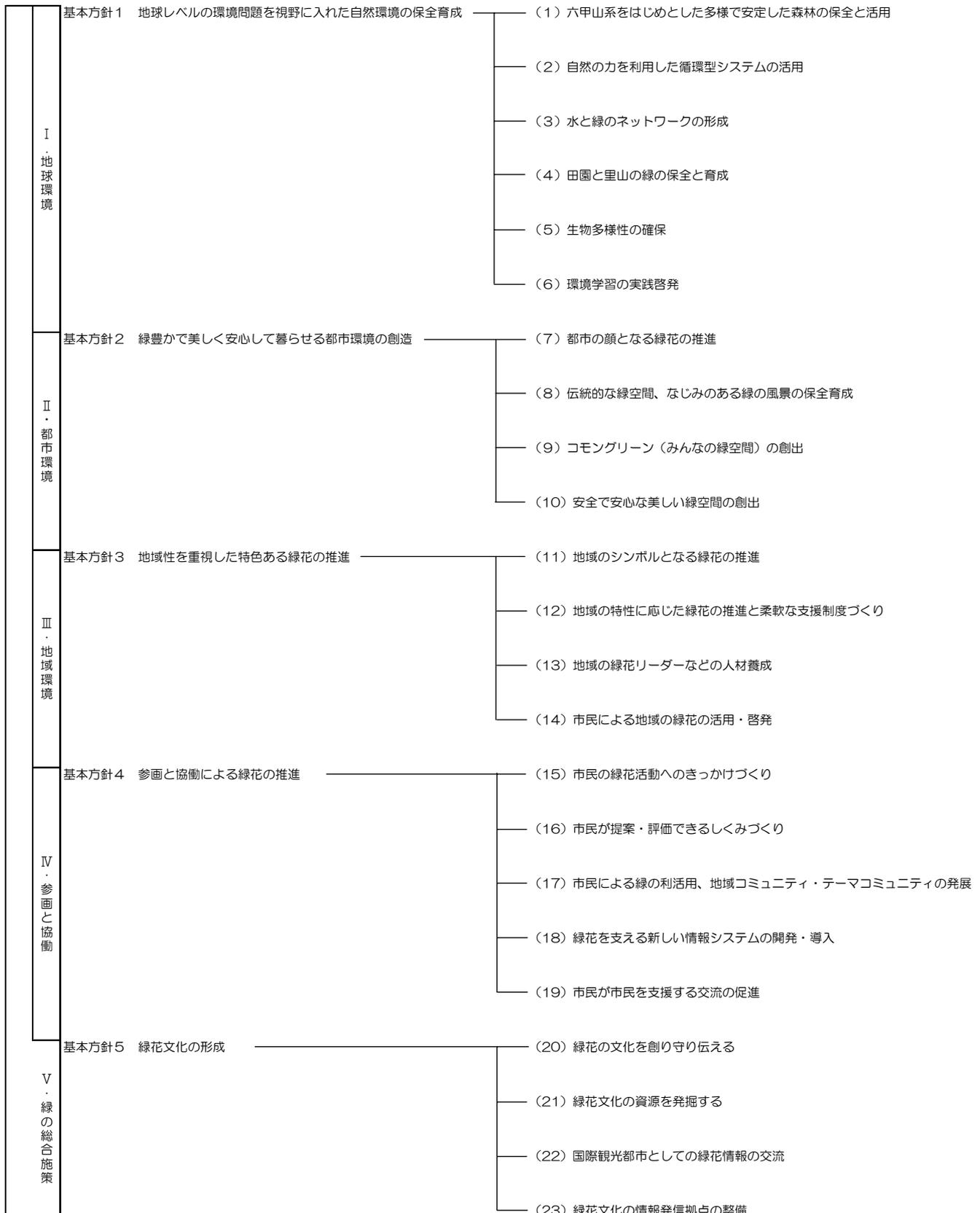
連翼亭（生田川公園）

IV. 施策体系図

基本方針と基本施策

<基本方針>

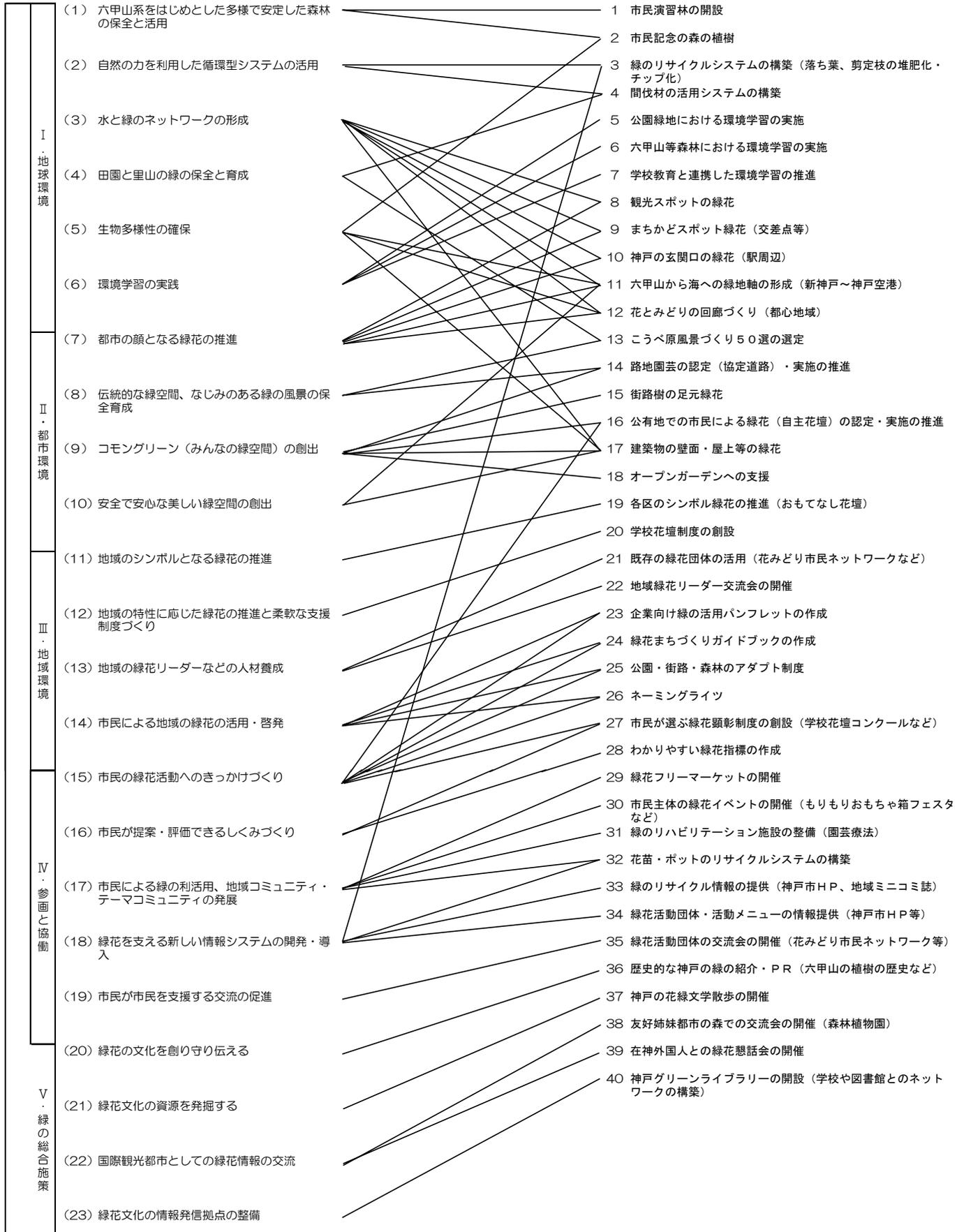
<基本施策>



具体的施策のうち、新たに取り組む施策で早期に実施する施策

<基本施策>

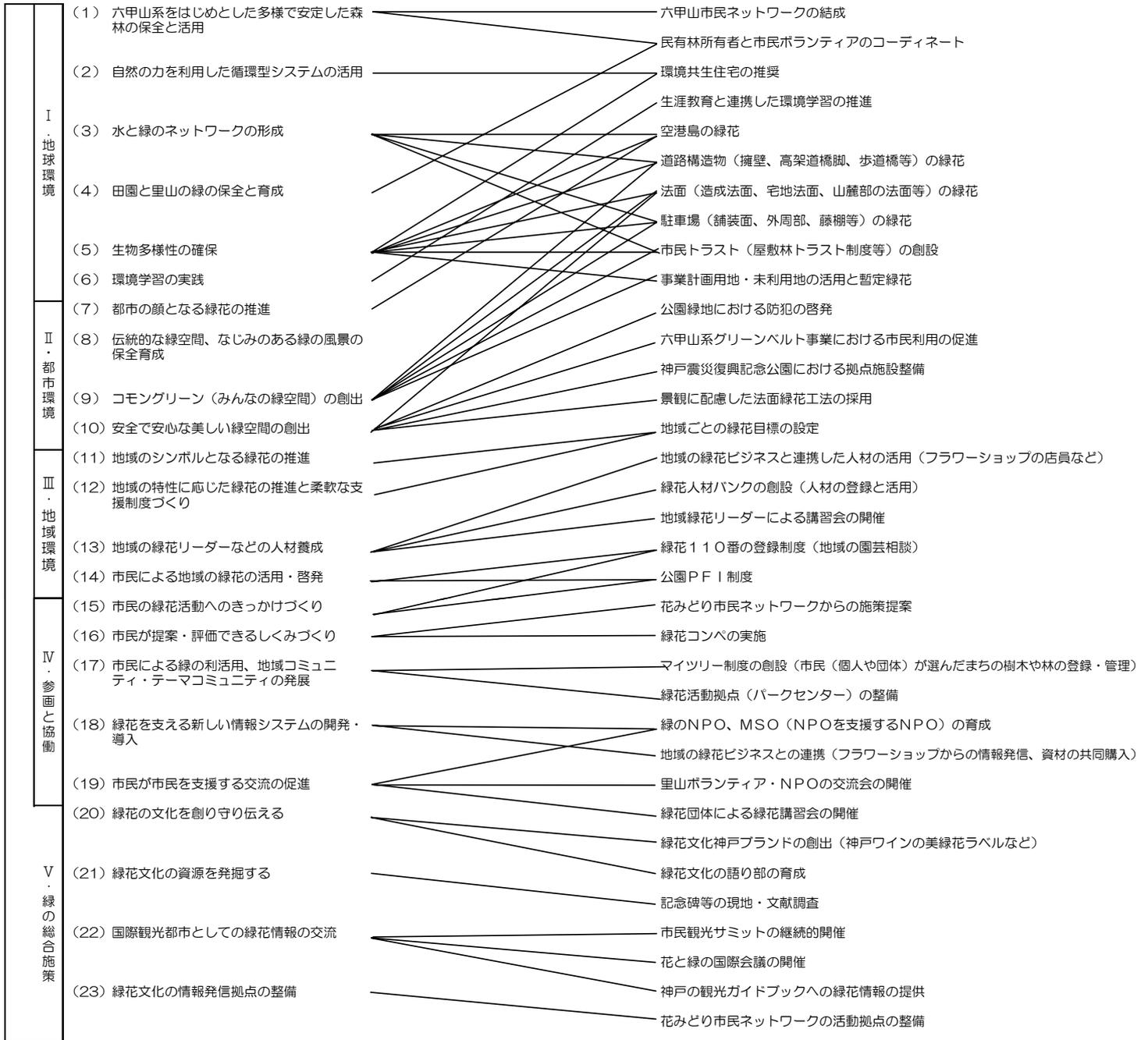
<具体施策—新規—早期実施>



具体施策のうち、新たに取り組む施策で次期に実施する施策

<基本施策>

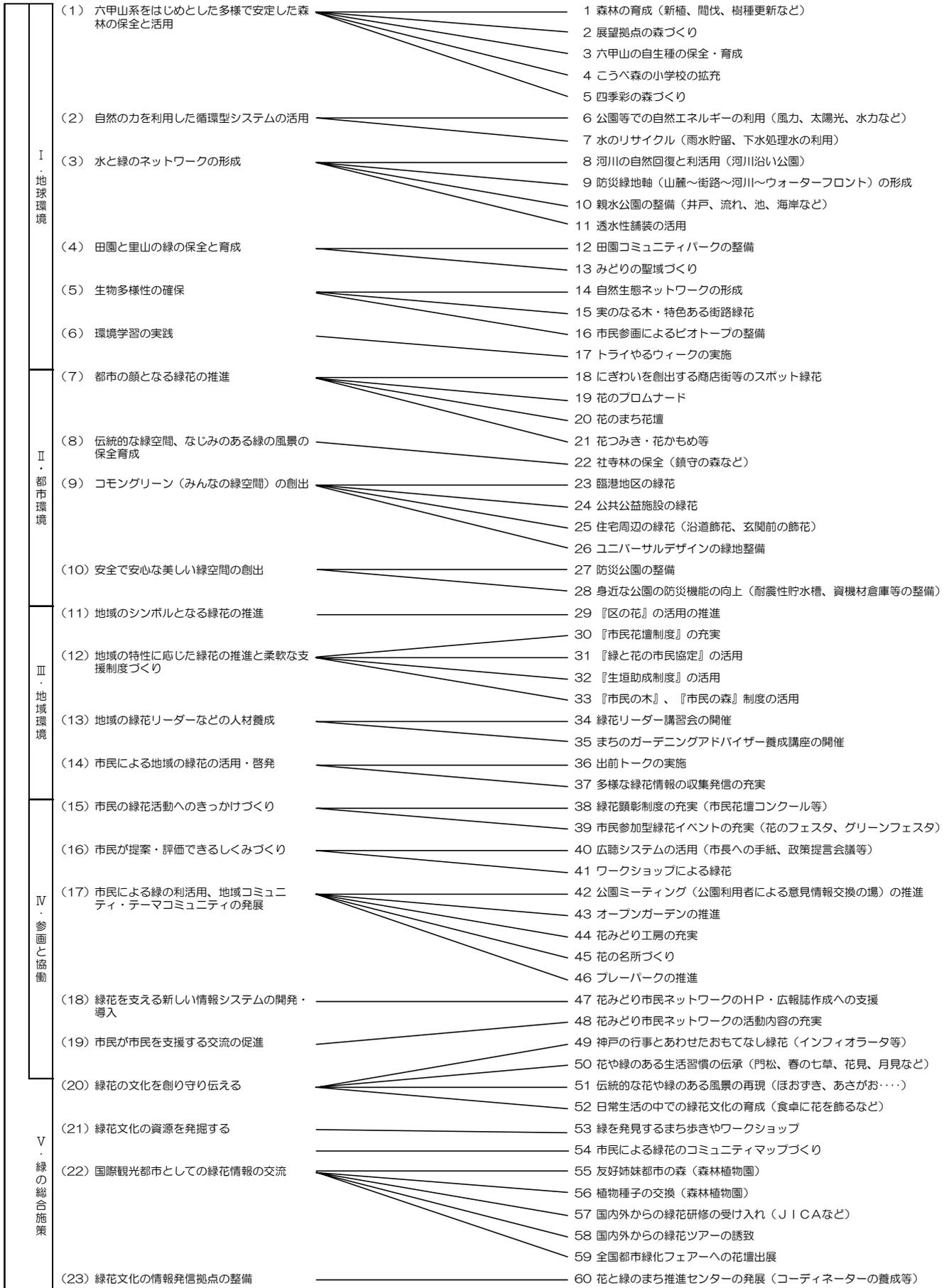
<具体施策—新規—次期実施>



具体施策のうち、継承・発展させる施策

<基本施策>

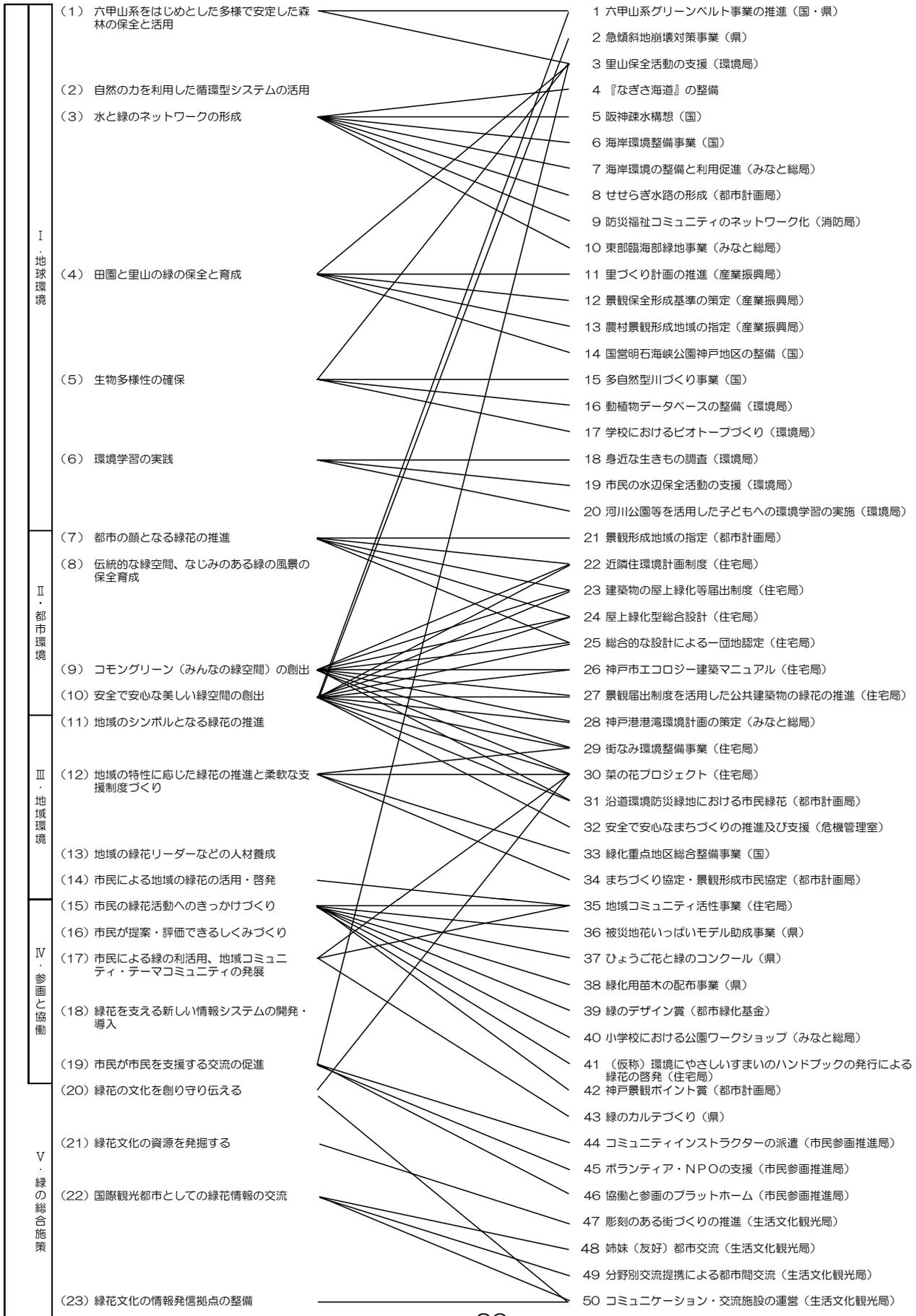
<継承・発展させる施策>



国、県、市他部局による関連施策

<基本施策>

<関連施策>



V. 早期実施施策

新たに取り組む施策のうち、早期実施施策を以下に示す。

1	<p>市民演習林の開設</p> <p>六甲山緑化 100 周年を契機に、今後も市民参画による質の高い森づくりを進めるために、本格的な森林の管理・育成をしながら、実践により技術を習得するための場。H15 年度に再度山の一角に整備予定。</p>
2	<p>市民記念の森の植樹</p> <p>六甲山のこれからの 100 年を視野に入れ、定期的に市民による植樹を行い市民の記念の森づくりを行っていく。</p>
3	<p>緑のリサイクルシステムの構築（落ち葉、剪定枝の堆肥化・チップ化）</p> <p>落ち葉や剪定枝など、緑の維持管理の中で発生する廃棄物を堆肥化したり、チップ化したりしてリサイクルを行うシステムを構築する。</p>
4	<p>間伐材の活用システムの構築</p> <p>森林の管理段階で発生する間伐材は、搬出に費用がかかるため、採算面から見ると活用されにくく、森の中で放置されるなど問題となっている。</p> <p>森林整備事務所から、市有林の間伐材情報を提供するなど、市民団体等による間伐材の活用システムを構築し、間伐材の活用をはかる。</p>
5	<p>公園緑地における環境学習の実施</p> <p>自然観察をはじめとした環境学習の場として公園を利用していく。</p>
6	<p>六甲山等森林における環境学習の実施</p> <p>森林と人との関わりを学ぶ場として六甲山等を活用していく。</p>
7	<p>学校教育と連携した環境学習の推進</p> <p>総合的な学習の時間等を利用して、子どもたちが、神戸の自然や森林と人との関わりを学ぶ機会を設ける。そのため、学校教育機関との連携・調整を進める。</p>
8	<p>観光スポットの緑花</p> <p>おしゃれで美しいまち神戸のイメージアップのため、来訪者をもてなす観光スポットの緑花を推進する。</p>
9	<p>まちかどスポット緑花（交差点等）</p> <p>人が集まる場所や、景観的に配慮すべき交差点などのまちかどスポットを重点的に緑花する。</p>
10	<p>神戸の玄関口の緑花（駅周辺）</p> <p>来訪者への神戸の第一印象をさらに良くするため、三宮や新神戸駅などの神戸の玄関口となる駅周辺の緑花を進める。</p>
11	<p>六甲山から海への緑地軸の形成（新神戸～神戸空港）</p> <p>新神戸～三宮～神戸空港とつなぐ神戸のシンボリック緑地軸を形成する。</p>
12	<p>花とみどりの回廊づくり（都心地域）</p> <p>三宮からハーバーランドの、地元代表者による懇談会を開催し、美しいまちづくりのきっかけとし、市民主体の飾花の充実・拡大をめざす。</p>
13	<p>こうべ原風景づくり 50 選の選定</p> <p>神戸の伝統的な緑の風景や懐かしい風景を「こうべ原風景づくり 50 選」として発掘し、守り育てていく。</p>
14	<p>路地園芸の認定（協定道路）・実施の推進</p> <p>住宅周りの道路敷における花鉢やプランター等の設置を認めるとともに、道路協定を結び、市民が管理しながら使っていく。路地（道路）をコミュニケーションの場として、まちづくりにつなげていく。</p>

15	<p>街路樹の足元緑花 街路樹の足元部分へ地被植物（花やツタ類）を植栽する。</p>
16	<p>公有地での市民による緑花（自主花壇）の認定・実施の推進 公園や街路の植樹帯を利用し、市民が自発的に花を育成する活動を一定のルールのもとで認定し、まちの緑花を進める。</p>
17	<p>建築物の壁面・屋上等の緑花 ヒートアイランドの緩和や都市景観の向上などから、神戸では都心部のビル等の屋上や壁面の緑花を進める必要がある。神戸では特に景観に配慮した壁面緑花に取り組んでいく。</p>
18	<p>オープンガーデンへの支援 1920年代のイギリスで生まれたオープンガーデンは、日本でも数年前から地域で取り組む例が見受けられるようになってきた。 神戸市では、平成13年度から、須磨区や北区のニュータウンで住民主体で行われてきた。これらを発展継続していくとともに新たな取り組みが生まれるような支援策を講ずる。</p>
19	<p>各区のシンボル緑花の推進（おもてなし花壇） 各区の『美しいまち神戸』の推進地区において市と地域住民との協働により花壇（面積30㎡以上）を育成し、美しく潤いのある環境を創出する。整備後は市民花壇に移行予定。H15年度より実施予定。</p>
20	<p>学校花壇制度の創設 『美しいまち神戸』の実現のため、学校周辺の公共空間を花壇・フラワーベースにより緑化する。育成管理は児童・生徒が自主的に行い、市（教育委員会・建設局）は必要な支援を行うとともにコンクールを実施する。H15年度より実施予定。</p>
21	<p>既存の緑花団体の活用（花みどり市民ネットワークなど） 市内に約600の会員（団体や個人）を持つ花みどり市民ネットワークや緑花クラブKOBEなど既存の活動団体を活性化し、地域の緑花を進める。</p>
22	<p>地域緑花リーダー交流会の開催 地域の緑花リーダー相互の情報交換と交流の場を設け、地域緑花リーダーのネットワークづくり、自主的な地域課題の解決と活動の発展をめざす。</p>
23	<p>企業向け緑の活用パンフレットの作成 神戸の公園緑地や緑花活動を企業向けに紹介し、観光コースの誘致やアダプト、ネーミングライツなどの支援も含めて企業参画をめざす。</p>
24	<p>緑花まちづくりガイドブックの作成 市民個人や団体が花や緑を活用してまちづくりを進めていこうとする時に、参考となる手法や支援制度等をわかりやすくまとめた冊子を作成し、配付する。</p>
25	<p>公園・街路・森林のアダプト制度 アダプトとは、アメリカで「アダプト・ア・ハイウェイ」として始まったもので、住民や企業が道路のパートナーとなり、その管理にあたるもので、現在では河川、海岸、公園にも広がり、全米で130万人以上が参加していると言われている。 個人や団体などに公園・街路・森林のパートナーとなってもらい、看板の設置などで社会参加活動のPRなども行える制度づくりを行う。</p>
26	<p>ネーミングライツ ネーミング・ライツ（命名権）とは、スポーツ施設などの名称に、スポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利のことであり、日本では全く新しい広告概念である。神戸では、グリーンスタジアム神戸で検討中である。</p>
27	<p>市民が選ぶ緑花顕彰制度の創設（学校花壇コンクールなど） 学校花壇のコンクール、花みどり知識コンテスト（こうべ花博士）など、市民の身近な花緑活動を市民が顕彰する制度を創設する。</p>

28	<p>わかりやすい緑花指標の作成</p> <p>緑花活動の効果を示し、活動の励みになるような指標が必要であるため、『しみんしあわせ指標』の花緑版のようなわかりやすい指標を作成する。</p>
29	<p>緑花フリーマーケットの開催</p> <p>花苗や緑化資材等を中心テーマとしたフリーマーケットを開く。他の緑花イベントにあわせて実施することも有効である。</p>
30	<p>市民主体の緑花イベントの開催（もりもりおもちゃ箱フェスタなど）</p> <p>北神戸田園スポーツ公園で行われた「もりもりおもちゃ箱フェスタ」のような、市民の主体的な緑花イベントの開催をめざす。</p>
31	<p>緑のリハビリテーション施設の整備（園芸療法）</p> <p>だれもが気軽に緑花活動に参画できるように、障害者や高齢者が利用できる花壇や園芸療法（園芸による心身の機能回復プログラム）などにも活用できる施設を整備する。</p>
32	<p>花苗・ポットのリサイクルシステムの構築</p> <p>不要となった花苗やポットをリサイクルし、活用するためのしくみをつくりあげる。</p>
33	<p>緑のリサイクル情報の提供（神戸市HP、地域ミニコミ誌）</p> <p>花や緑、資材（ポットや土等）などのリサイクルを推進するために、リサイクル情報の提供を行う。</p>
34	<p>緑花活動団体・活動メニューの情報提供（神戸市HP等）</p> <p>神戸市のホームページなどを利用して、市内の緑花活動団体及びその活動内容などを紹介する。</p>
35	<p>緑花活動団体の交流会の開催（花みどり市民ネットワーク等）</p> <p>緑花活動団体の相互の情報交換と交流の場を設け、団体の拡大や活動の展開につなげる。</p>
36	<p>歴史的な神戸の緑の紹介・PR（六甲山の植樹の歴史など）</p> <p>100年にわたる六甲山の植樹や名所図会にもみられる岡本梅林、居留地とともに整備された東遊園地など歴史的な神戸の緑を紹介し、貴重な資源としてPRしていく。</p>
37	<p>神戸の花緑文学散歩の開催</p> <p>神戸の花や緑を描いた文学作品は多数存在するが、それらの舞台を散策しながら、作品で描かれた背景や当時の景観を考える機会を設ける。</p>
38	<p>友好姉妹都市の森での交流会の開催（森林植物園）</p> <p>森林植物園での友好姉妹都市の森を活用し、友好姉妹都市と花や緑を通じた交流会を開催する。</p>
39	<p>在神外国人との緑花懇話会の開催</p> <p>神戸には多くの外国人が居住している。それぞれの国の花や緑について語り交流する緑花懇話会を開催する。</p>
40	<p>神戸グリーンライブラリーの開設（学校や図書館とのネットワークの構築）</p> <p>花や緑に関する図書や文献について、学校や各図書館とのネットワーク化をはかり、花や緑の情報を入手できる環境を整える。</p>

Ⅵ. おわりに

本答申は、参画と協働による取り組みを基本にした内容であることから、市民の理解と協力を求めるため、本答申の内容を早急に、市民が取り組みやすく公表する必要がある。

また、施策の実施目標年次はおおむね5年をめどとするが、プラン（計画）、ドゥ（実施）、チェック（検証）、アクション（改善）のマネジメントサイクル（運営管理）の中で、社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められる。

本答申では、参画と協働で取り組む多くの施策提案をしているが、早期実施施策はもちろん、できるだけ早急に取り組むことが重要である。また、進捗状況については必ず年度毎に神戸市公園緑地審議会等による積極的な点検を行い、施策の見直しや新たな施策の提案を実施していく必要がある。

さらに、市当局においては、備考欄に掲げている国・県・市他部局の関連事業について、市民が参画し、取り組みやすいように積極的な連携を図られるとともに、市民と行政の橋渡し役となるNPOやMSOなどの育成・支援に取り組むことが必要である。

今後、緑花まちづくりを進めていくことで、答申内容がさらに成長・発展し、世界に誇れる『緑生都市＝神戸』を築きあげられることを強く希望する。



<補足資料>

用語解説

ページ	用語	解説
2	グリーンコウベ作戦	経済の高度成長による市街化の波が神戸の町にも押し寄せる中で、昭和46年に「都市に緑を」という声をバックにスタートした緑化戦略。①市街地の緑化②団地等の緑化③背山の緑化④臨海地域の緑化⑤市民参加の緑化の5本柱で展開。
2	みどりの聖域	市街化調整区域内の緑地の保全と活用の調和を図るため、『緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例』により、緑地の区域指定を行ったもの。『緑地の保存区域』『緑地の保全区域』『緑地の育成区域』の3つの区域からなる。条例による行為制限・緑地の買入れ・助成等の制度を運用し、将来にわたり、緑に恵まれた神戸の自然を守り育てるとともに、秩序ある市民利用をめざす。
4	ヒートアイランド	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工廃熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなり、等温線が島状になること。
4	都市林『こうべの森』	第3次神戸市総合基本計画に基づき、「市民をはじめ、他都市からも気軽に楽しく利用できる大都市近郊の総合レクリエーションの場づくり」を理念として整備を進めているもの。2002年に六甲山緑化100周年記念事業の一つとして開催された市民懇話会で、これからの100年を視野にいたした六甲山の緑の保全と利用について、六甲山を都市林『こうべの森』と位置づけ、神戸市民との日常的な関わりあいを育むことなどが提言された。
4	人と自然の共生ゾーン	地域農業の振興とあわせ、農村地域における秩序ある土地利用を推進し、自然環境や農村文化等の地域資源の保全と活用を図りながら、人と自然が共生できる緑豊かで活力ある農村づくりを目指すために設定している区域。市街化調整区域のうち、約17,882ha（H13.3現在）を指定。
5	こうべ森の小学校	『市民参加の森づくり』事業の一環として、平成9年度より、遊び・作業を通じて森に親しむための講座、通称『こうべ森の小学校』を開催。新規の参加者を対象とした『森の小学校初級講座』、参加者のステップアップを図る『森の小学校中級講座』を設けている。また、単発型行事として『森の小学校体験講座』を行っている。

5	四季彩の森づくり	都市林『こうべの森』の質の高い森づくりの計画の一つとして、市街地からの眺望等に配慮し、山麓部や登山道沿いに季節感を感じさせる花木等を植栽し、四季折々に彩られた森を創出する。
5	六甲山系グリーンベルト整備事業	六甲山系南麓部の市街地に隣接した斜面一体を、防災機能の高い緑地帯として保全・整備することにより、土砂災害の発生を抑え、災害に強いまちづくりをめざすもの。国（国土交通省）を中心に兵庫県・神戸市が連携し進めるもので、H7年度にスタート。延長約 30km、面積約 8,400ha（神戸市域約 5,400ha）
6	なぎさ海道	大阪湾ベイエリア開発整備のシンボルプロジェクトの一つ。兵庫県・大阪府・和歌山県にまたがる大阪湾の水際線の開放・整備、景観形成、アクセスの確保をめざし、国（大阪湾ベイエリア開発推進機構）が構想を策定し各自治体と連携し進めていくもの。
7	ビオトープ	特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。
8	ホスピタリティ	おもてなし。観光客に深い満足を与え、再びその地を訪れたいという気持ちを起こさせるような、心のこもったおもてなし。
8	ユニバーサルデザイン	ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され、「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」と定義されている。
10	市民トラスト	身近で貴重な自然や緑地などが開発などによって失われることを防ぐために、市民に寄付金を募って土地を買い入れたり、寄贈を受けるなどして、保存・管理し、残していこうとする運動のこと。
13	緑化重点地区	都市緑地保全法第2条の2第2項第3号二の規定に基づき定められた『緑化の推進を重点的に図るべき地区』のことで、緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）の中で位置づけられている。 神戸市では、平成12年7月に阪神・淡路大震災の被災地を中心に10地区を指定している。

13	市民花壇制度	市民が、公園や街路等まちかどを花壇（30㎡以上）又はフラワースペース（10基以上）により四季の花で飾るものを市民花壇として認定し、管理する地域団体に対して、花苗の支給などの助成を行う制度。年1回コンクールを実施。
13	緑と花の市民協定	市民が緑化や飾花を推進し、また緑を保全するために締結した協定を緑と花の市民協定として認定し、苗木や草花の配付その他の助成を行い、まちなみや中高層住宅の緑化や飾花を推進する制度。
13	生垣助成制度	神戸市の緑化事業基金による民有地緑化推進事業の一つで、緑豊かな沿道景観の創出を目的に戸建住宅外周の生垣の設置にかかる費用の一部を助成するもの。S59年度から実施。
13	市民の木・市民の森	永く市民に親しまれている樹木や樹木の集団を市民の木、市民の森として市が指定し、その管理費の助成を行う制度。（市民の木、市民の森の指定及び助成制度）
14	花みどり市民ネットワーク	神戸21世紀・復興記念事業の開催を契機に設立された、緑化や飾花を推進する市民ネットワークで、市は、ネットワークに対して、情報や連絡についての支援や緑花活動の支援を行っている。
14	美緑花ボランティア	従来の公園管理会制度を拡充して、管理運営活動の活性化を図り、多様な団体を募るため、『まちの美緑花ボランティア』に名称を変更した。主な拡充内容は、地域の公園を近隣住民が愛着を持って育てるという趣旨を達成するため、委託方式から助成制度に変更し各団体が自主的に作業内容を選択できるようにした。また、現行の公共的団体に加え、新たにNPOやボランティアの団体の参入を促す。
14	緑花クラブKOBÉ	地域の緑花活動を市民が自らの手で進めていくため、緑花に対する知識や技能はもとよりボランティア活動への取組みを率先して行っていく人材育成講習『街のガーデニングアドバイザー養成講座』を修了した人の集まり。
14	地域の緑花ビジネス	地域の園芸店などがまちの花緑活動の拠点となり、地域ビジネスとして活性化しながら、専門知識のある人材を緑花まちづくりに活用していく。
14	PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間主導で効率的・効果的な社会資本整備を行おうとするもの。英国など海外では有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備などで実績がある手法である。

16	神戸まちなみ緑花コンクール	民有地緑花の推進の一環として、美しいまちなみを形成している個人住宅・集合住宅・家並み等を表彰するもの。平成 11 年度より実施。
16	ハミング広場	神戸市婦人団体協議会が、まちかどをフラワーベースにより四季折々の花で飾るもの。年 1 回コンクールを行う。
17	公園ミーティング	公園に関わる様々な人たち（美緑花ボランティア、子育てグループ、老人会、婦人会、スポーツ団体等）が身近な公園の活用について話し合ったり、活動を通じて交流を深め、公園を地域のコミュニティづくり、まちづくりの拠点にしていく活動。 平成 14 年度に東部建設事務所と東灘区役所の区局連携事業で2公園を対象に行われた。今後は住民の自主的な活動の展開を目指している。
17	花みどり工房	花みどり市民ネットワークが第 12 回緑のデザイン賞で緑化大賞を受賞した鈴蘭公園（北区）内にある播種用のガラスハウスや苗床を中心とした面積約 1,000 m ² の施設。花苗づくりなどを行っている。
17	NPO (NonProfit Organization)	民間の非営利組織で、1980 年代にアメリカで生まれた新しいシステム。国の財政赤字削減を主な目的に、民間が公共部門等を担うことにより社会に活力を与えることを実現したもの。非営利とは、利益を分配せず様々な活動に使う。行政でも企業でもない新たな市民（Civil）セクターとしての活躍が日本でも期待され、福祉やまちづくり・環境・子育て・海外支援・災害救援などあらゆる分野で市民が先駆的に活動している。
17	MSO (Management Support Organization)	他の非営利団体の運営の手助けをする、自らも非営利である団体。大抵はスタッフとボランティアによりサービスを提供する。

< 参考資料 >

1. 神戸市公園緑地審議会規則
2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領
3. 諮問書
4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿
5. 審議経過

1. 神戸市公園緑地審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は30人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 一般市民代表者
 - (3) 市会議員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 2 学識経験者及び一般市民代表者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 学識経験者及び一般市民代表者のうちから委嘱される委員は、再委嘱されることができる。
 - 4 市会議員のうちから委嘱される委員の任期は、市会議員の当該職にある期間とする。
 - 5 関係行政機関の職員のうちから委嘱される委員及び市職員のうちから任命される委員の任期は、当該職にある期間とする。
 - 6 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、次条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第4条第2項、第5条及び前条の規定は部会について準用する。

(風致地区内建築等審査部会)

第8条 審議会に、風致地区内建築等審査部会を置く。

- 2 風致地区内建築等審査部会は、風致地区内における建築等の規則に関する条例（昭和45年4月条例第32号）第7条の規定により審議会が市長から意見を聴かれる事項のうち審議会が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。
- 3 前項に規定する事項については、風致地区内建築等審査部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 風致地区内建築等審査部会が議決を行ったときは、風致地区内建築等審査部会長は、次の審議会の会議においてこれを審議会に報告しなければならない。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、幹事の命を受けて、審議会及び部会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(雑則)

第11条 この規則の定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年7月5日から施行する。

(風致地区内建築等審議会規則の廃止)

- 2 神戸市風致地区内建築等審議会規則（昭和46年4月規則第18号）は、廃止する。

2. 神戸市公園緑地審議会公開傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市公園緑地審議会規則第11条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、審議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて審議会を傍聴する者の定員は20人とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険物を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類似する物を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他これらに類似する物を持っている者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、審議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、ゼッケン等をせず、その他示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きその他これらに類する物を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由により会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年4月16日から施行する。

3. 諮問書

神建公計第195号
平成14年9月5日

神戸市公園緑地審議会

会長 近藤 公夫 様

神戸市長 矢田 立郎

諮 問

「グリーンコウベ21プラン（神戸市緑の基本計画）」に基づく、市民参画と協働で取り組む都市緑花施策のあり方について、次のとおり諮問いたします。

記

神戸らしい総合的な都市緑花施策のあり方について

～市民が主役の花と緑のまちづくり～

4. 神戸市公園緑地審議会委員名簿

委員 (計20人)

(敬称略、50音順)

氏名	性別	役職	緑化部会
(学識経験者)			
エハラ アキノ 往原 明則	男	神戸学院大学法学部教授	○
コモフチ ミドリ 菰渕 緑	女	大阪府立大学社会福祉学部助教授	
◎ コンドウ キミオ 近藤 公夫	男	奈良女子大学名誉教授	○
スギモト マサミ 杉本 正美	男	神戸芸術工科大学教授	○
タナカ ヤスオ 田中 泰雄	男	神戸大学都市安全研究センター教授	○
マスタ ノボル 増田 昇	男	大阪府立大学大学院教授	◎
モリモト ユキヒロ 森本 幸裕	男	京都大学大学院教授	
スエヨシ タカアキ (末吉 崇暁)	男	関西大学文学部教授	
ヤスダ チュウサク 安田 丑作	男	神戸大学工学部教授	○
(市民代表者)			
スズキ ヨウコ 鈴木 洋子	女	生活協同組合コープこうべ	○
タカイタ マサオ 高畑 政夫	男	神戸商工会議所理事	
ナカムラ ノボル 中村 登	男	連合神戸地域協議会副議長	○
フジワラ レイコ 藤原 礼子	女	神戸市婦人団体協議会副会長	○
セノオ ミチコ (妹尾 美智子)	女	神戸市婦人団体協議会専務理事	○
ヤマグチ ヨシミ 山口 淑美	女	こうべユースネット副理事長	○
(市会議員)			
モリワキ ヒデオ 森脇 英雄	男	都市建設委員会委員長	
ワダ ユウイチロウ 和田 有一朗	男	都市建設委員会副委員長	
(関係行政機関)			
ヤマサキ ヤスオ 山崎 靖生	男	兵庫県県土整備部まちづくり局長	
(市職員)			
アンドウ ヨシシゲ 安藤 嘉茂	男	建設局長	○
イガ トシアキ 伊賀 俊昭	男	都市計画局長	
ツジイ ツヨシ 辻井 剛	男	環境局長	
ニシカワ ヤスカズ 西川 靖一	男	住宅局長	

※ 氏名欄の◎印は会長。() 書は前任者。

※ 緑化部会欄の◎印は部会長、○印は部会に属する委員。

5. 審議経過

日時・場所	審議会・緑化部会	検討内容
平成 14 年 9 月 5 日 神戸市役所 1 号館 23 階 AV 会議室	第 1 回 神戸市公園緑地審議会	○諮問 ○諮問事項の説明 ・社会的な背景 ・神戸市における花と緑の成果 ・神戸市における花と緑の課題
10 月 3 日 神戸市役所 1 号館 23 階 AV 会議室	第 1 回 緑化部会	○緑花の基本方針の検討
12 月 25 日 神戸市役所 1 号館 14 階 AV 会議室	第 2 回 緑化部会	○市民参画の検討結果から基本方針の検討
平成 15 年 1 月 30 日 神戸市役所 1 号館 14 階 AV 会議室	第 2 回 神戸市公園緑地審議会	○中間報告案（基本方針まで）の審議
2 月 20 日 神戸市役所 1 号館 14 階 AV 会議室	第 3 回 緑化部会	○基本施策の検討 ○答申書構成の検討
3 月 3 日 神戸市役所 1 号館 23 階 AV 会議室	第 4 回 緑化部会	○パブリックコメントの報告 ○施策アイデアからの基本施策の検証 ○答申書案の検討
3 月 19 日 神戸市役所 1 号館 14 階 AV 会議室	第 3 回 神戸市公園緑地審議会	○答申書案の審議